⑷　貸付自粛情報として協会が個人信用情報機関に対して通知すべき事項
⑸　前各号のほか、協会が別に定める事項
3　協会は、貸金業法第41条の13第１項の指定を受けた者を個人信用情報機関として指定しなければならない。但し、当該信用情報等提供業務を行う者との間で前項に定める合意に至らなかった場合にはこの限りでない。

第３章　貸付自粛の申告及び撤回

（貸付自粛の申告）

第７条　自粛対象者本人又はその親権者、後見人、保佐人、補助人（但し、補助人にあっては借財について同意する権限を有する者に限る。以下これらの者を総称して「法定代理人等」という。）は、いつでも、協会に対し、貸付自粛の申告（以下「申告」という。）をすることができる。
2　自粛対象者の配偶者又は二親等内の親族は、以下の各号のすべてに該当する場合には、申告をすることができる。
⑴　自粛対象者が所在不明者であり、その原因が金銭の貸付けによる金銭債務の負担を原因としている可能性があること。
⑵　貸付自粛の対応をとることが自粛対象者の生命、身体又は財産の保護のために必要であること。
⑶　申告を行うことにつき自粛対象者の同意を得ることが困難と認められること。
3　前項の規定にかかわらず、前項各号の全てに該当する場合であって、配偶者及び二親等内の親族が申告をすることが著しく困難と認められる場合には、自粛対象者の三親等内の親族及び同居の親族は、申告をすることができる。
4　前二項の規定に基づく申告は、自粛対象者の意思に反することが明らかな場合には行うことができない。
5　第２項又は第３項の規定により申告をする場合にあっては、申告者は、自粛対象者が所在不明者であることにつき、客観的な資料により疎明しなければならない。第３項の規定による申告の場合には、配偶者及び二親等内の親族が申告をすることが著しく困難である事情を併せて疎明しなければならない。

（申告の方式）

第８条　申告は、協会の支部に設置された苦情処理・相談受付窓口（以下「受付窓口」という。）に対し、別紙様式１により作成された書面（以下「貸付自粛申告書」という。）を提出して行う。
2　貸付自粛申告書を提出するに際しては、以下の甲欄に掲げる場合にそれぞれ対応する乙欄記載の書類を提示し又は添付しなければならない。但し、運転免許証又は以下に定める本人確認書類の場合には、その提示又はその写しの添付で足りる。

	甲	乙
⑴	自粛対象者本人による申告の場合でその者が運転免許証の交付を受けている場合	当該申告者の運転免許証
⑵	自粛対象者による申告の場合で前号に掲げる場合以外の場合	当該申告者に係る本人確認書類（貸金業法施行規則（昭和58年大蔵省令第40号）第30条の13第１項第７号に定める本人確認書類をいう。以下本条において同じ。）のうち、顔写真が貼付され氏名、住所及び生年月日の記載があるものについてはそのいずれか１点又はそれ以外の本人確認書類の場合にあってはそのいずれか２点
⑶	法定代理人等による申告の場合	①　申告者に係る運転免許証又は前号の区分に従い、本人確認書類のいずれか１点又は２点 ②　未成年者の親権者である場合には、戸籍全部事項証明書又は本人と親権者が記載された戸籍個人事項証明書 ③　前号の場合を除き、法定代理人等であることを証する、家庭裁判所の発行する審判書の謄本又は後見登記ファイルの登記事項証明書
⑷	前条第２項又は３項に掲げる者による申告の場合	①　前号①に掲げる書類のいずれか ②　申告者と自粛対象者との続柄を称する６か月以内に発行された戸籍全部事項証明書、住民票記載事項証明書又は家庭裁判所の発行する審判書謄本その他これらに類する公的証明書（外国政府の発行するものを含む）

（貸付自粛に係る同意事項）

第９条　申告をしようとする者は、当該申告をするに当たり、協会に対し、別紙１に定める貸付自粛の運用に関する事項に同意してこれを行うものとする。

（申告の撤回等）

第10条　申告をした者は、協会が個人信用情報機関に対し当該申告に係る貸付自粛情報の登録の依頼をした日から３か月を超えた日以降、当該申告を撤回（以下「撤回」という。）することができる。
2　前項の規定にかかわらず、第７条第２項又は３項に掲げる者が申告をした場合には、自粛対象者は、いつでも当該申告を取り消すこと（以下「取消」という。）ができる。

（撤回の方式）

第11条　撤回等は、受付窓口に対し、別紙様式２により作成された書面を提出してこれを行う。
2　第８条第２項の規定は、撤回等の場合に準用する。

第４章　協会及び協会員の対応

（申告の受理）

第12条　協会が申告を受けたときは、以下の各号のいずれかに該当する場合を除き、受理するものとする。
⑴　申告者が第７条の要件を充たしていないとき。
⑵　申告者が第８条に定めるところにより申告を行わなかったとき。
⑶　貸付自粛申告書の記載事項のうち重要な事項について虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠け又は第８条第２項乙欄に掲げる書面が偽造又は変造されている合理的な疑いがあるとき。
⑷　申告者が貸付自粛に係る第９条に定める同意事項に同意しなかったとき。

（貸付自粛情報の登録）

第13条　協会は、申告を受理したときには、遅滞なく、個人信用情報機関に対し、貸付自粛情報を通知し、当該個人信用情報機関において貸付自粛情報を登録すること及び当該個人信用情報機関の会員である貸金業者に対し、その求めに応じて貸付自粛情報を提供することを依頼するものとする。
2　貸付自粛情報は、協会と個人信用情報機関が協議して定める期間登録されるものとする。

（撤回等の受理）

第14条　協会が撤回等を受けたときは、以下の各号のいずれかに該当する場合を除き、受理するものとする。
⑴　撤回をなす者が申告をした者ではなく又は取消をなすものが自粛対象者でない。
⑵　撤回の場合にあっては、協会が個人信用情報機関に対し当該申告に係る情報の依頼をした日から３か月以内の日になされたとき。
⑶　撤回等をなした者が第11条に定めるところにより撤回等を行わなかったとき。
⑷　第10条第１項に掲げる書面の記載事項のうち重要な事項について虚偽の記載があり又は重要な事実の記載が欠けているとき。

（撤回等の通知等）

第15条　協会は、撤回等を受理したときには、遅滞なく、個人信用情報機関に対し、撤回等に係る貸付自粛情報の登録を抹消し又は撤回等が受理されたことを付記するなどの方法により、以後、当該個人信用情報機関の会員である貸金業者に対し、貸付自粛情報が提供されない措置又は撤回済であることが明示される措置を講じるように求めなければならない。
2　協会は、取消を受理した場合において、当該取消に係る貸付自粛情報の個人信用情報機関への通知がなされていないときには、当該取消に係る貸付自粛情報を登録することを個人信用情報機関に依頼してはならない。

（申告等に係る記録）

第16条　協会は、申告及び撤回等につき、貸付自粛情報の登録依頼日、撤回等の通知日、登録を依頼し又は撤回等を通知した個人信用情報機関の名称又は商号その他別に協会が定める事項につき記録し、貸付自粛申告書及び第11条第１項に規定する書面並びにこれらに添付された書面とともに、申告を受理した日から10年間保存しなければならない。